平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号　5 － 35

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	重度心身障害者医療給付事業					
評価者	担当課名	保健福祉課		担当係名	社会福祉係	
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	淡路至尊		氏名	渡部憲一
事業の概要	重度心身障がい者の方の医療費の一部を給付することで、疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を給付している。					

全体計画 /単年度繰返		
（平成 20 年度～ 24 年度）		
事業費	国･道支出金	32,410 千円
	地方債	千円
	その他	30 千円
	一般財源	32,611 千円
	事業費計	65,051 千円

実施方法	■	直営		民間委託		その他（　　）	
第 5 期 総合計画（前期）	■	登載事業		非登載事業	優先度	B	
事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり･雄武～保健･医療･福祉の充実～				
	基本施策	9	障がい者支援の充実				
	単位施策	1	自立支援対策の推進				
	事務事業の種類	■	自治事務		法定受託事務		
	その他計画･根拠等	雄武町重度身障者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例					

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
	国･道支出金	3,122 千円	3,419 千円	3,610 千円	5,286 千円	5,270 千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	1,737 千円	1,517 千円	1,235 千円	千円	10 千円
	雄武町負担額（一般財源）	3,315 千円	3,365 千円	3,846 千円	5,331 千円	5,337 千円
	合計	8,174 千円	8,301 千円	8,691 千円	10,617 千円	10,617 千円

2　事務事業の目的･内容（Plan･Do）

【誰、何が（対象）】	重度心身障がい者
【抱える課題やニーズは】	障がい者の自立を求める意識が強まる一方で障がい者を取り巻く環境は未だ不利なものが多く改善が必要である。
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	障がい者の医療費について、経済的支援を行うことにより疾病の早期診断、早期治療がなされ障がい者の健康増進と生活の安定化が図られる。
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果＝目的	障がい者の経済的負担を軽減することにより、生活の安定と本人の自立意識の高揚及び社会活動への参加促進につながる。

望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）

給付対象人数

指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
① 給付対象人数	目標年度	22年度
	目標値	96 名
	実績値	96 名
	達成度	100.0 %
②	目標年度	
	目標値	
	実績値	
	達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①申請、受給者証の発行	申請を受理し受給者証を発行した。それを基に、医療機関にて対象者を判断し支払う 医療費を軽減する。
②医療費の支出	軽減した医療費の請求書を発行し国保連合会を経由し雄武町へ送付、その請求書に基づき、国保連合会が医療費を一時負担して、後日、雄武町が国保連合会へ支払う。
③補助金請求 実績報告	北海道に対し実績報告等を行い、補助金を請求。

3 事務事業の評価(Check)

(1) 事務事業の必要性(町民ニーズ･社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要 必要／概ね必要／課題あり	■義務的なもの ■全部 □一部	北海道医療給付事業の一つである。重度心身障がい者の負担の軽減を図り、障がい者及び家族の生活の安定を目的として医療費を公費負担するものであり、必要性は高い。

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	受給者証を発行することにより、負担区分が明確となっているため、受給者の利用や医療機関においてスムーズな事業の運営が図られている。また、受給者全員利用しており、医療費の軽減が図られていると判断される。

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮･作業軽減 ■その他	雄武町重度身障者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき実施されている事業であり、手段・コスト効率に問題はなく、受給者証の発行によりスムーズな事業運営が図られている。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	受益者負担に対する給付であり、公平性に問題はない。

4 総合評価【A～D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B:ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D:事業効果が表れていない。事業の統合、休･廃止の検討が必要　等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
重度の障がい者に対する医療費の負担軽減は生活と福祉の向上を図るうえでも、計画どおり事業を進めることが適当である。		

今後の展開方向
(Action)

継続／現状維持		
北海道医療給付事業のひとつであり、国民健康保険証と連動した医療給付であり、全道規模の自治体の義務的事業のため、継続、現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し･変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5 その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)